

記載例【第2種業】

(注)金融庁業務支援統合システムを利用できない場合であって、管轄の財務事務所(埼玉県に本店が所在する場合は財務局)に紙で提出する場合

別紙様式第十二号 (第七十二条第一項、第八十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

第〇〇期事業報告書

〇年 〇月 〇日から

〇年 〇月 〇日まで

提出日は、1(6)の本事業報告書の報告対象期間に係る計算書類の承認を行った株主総会開催日以降の年月日。

〇年 〇月 〇日提出

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

所在地 東京都〇〇区〇〇1-1-1

代表者の役職氏名 代表取締役 〇〇〇〇

(注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届けるまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

〇年 〇月 〇日 (関東財務局長(金商)第〇〇〇〇号)

(2) 行っている業務の種類

(記載例) 第二種金融商品取引業、適格機関投資家等特例業務、不動産の管理、不動産の売買・賃貸・仲介及び鑑定、不動産に関するコンサルタント業

(3) 苦情処理及び紛争解決の体制

(記載例①)

苦情処理措置・紛争解決措置

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会を利用する。

上記協会の業務委託先 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

連絡先 0120-64-5005

(又は、)

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを利用する。

連絡先 0120-64-5005

(記載例②)

苦情処理措置

自社で業務運営体制・社内規則を整備し公表等する。

申出先 〇〇〇部 連絡先 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター

連絡先 03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター

連絡先 03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター

連絡先 03-3581-2249

紛争解決措置として東京三弁護士会を利用する場合、三弁護士会の連絡先をすべて記載する。

(4) 加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体

(記載例) 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

(5) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。なお、金融商品取引業については必ず記載すること。

(5-2) 第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が説明書類に記載する事項

- 1 別紙様式第十五号の二に記載されている事項
- ② 事業報告書に記載されている事項

(注意事項)(5-2)参照

営業所で公衆縦覧に供している説明書類について、該当番号を○で囲む。
この事業報告書の写しを説明書類に使用するときには2に該当する。

(6) 株主総会決議事項の要旨

(記載例) 定時株主総会開催日：○年○月○日

第1号議案 ○○○○○の件

第2号議案 ○○○○○の件

本事業報告書の報告対象期間中に開催された株主総会並びに報告対象期間にかかる計算書類の承認及び事業報告を行った定時株主総会を記載する。

(7) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	○名	○名	○名	●名
うち外務員				

上記(7)①の役員の数分を記入。兼職の状況は該当がない場合には該当なしと記入。

② 役員状況

役職名	氏名又は名称	兼職の状況		
		商号	役職名	代表権の有無
○○○	○○○○	○○○株式会社	○○○	無

③ 国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人について記載すること。

④ 従業員の業績連動報酬の状況（投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。）

従業員の業績連動報酬の状況	

(8) 営業所の状況 金融商品取引業を一切行わない営業所は記載不要。

名称	所在地	役員及び使用人
本社	東京都〇〇区〇〇 1-1-1	●名
計 1 店		計 ●名

(7) ④の合計人数と一致しない場合は理由を欄外に付記する。

(9) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
株式会社〇〇〇〇〇	東京都〇〇区〇〇 1-1-2	50.00%
〇〇〇〇〇株式会社	東京都〇〇区〇〇 1-1-3	10.00%
〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇〇 1-1-4	8.00%
・	・	7.00%
・	・	6.00%
・	・	5.00%
・	・	4.00%
・	・	3.00%
・	・	2.00%
・	・	1.00%
その他 (〇〇〇 名)		4.00%
計 〇〇〇 名		100.00%

(注意事項)

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

当期中において法第31条第4項の変更登録を受けた場合には、その旨を注記すること。

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている金融商品取引業及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 苦情処理及び紛争解決の体制

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を行っている業務の種類ごとに記載すること。

(4) 加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体

当期末現在において加入している投資者保護基金、金融商品取引業協会及び金融商品取引所並びに対象事業者となっている認定投資者保護団体の名称又は商号を記載すること。また、会員資格、取引資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(5) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(5-2) 第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が説明書類に記載する事項

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。）は、法第47条の3の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第十五号の二に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(6) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(7) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）について記載すること。

② 役員状況

当期末現在における役員（外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員）について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

③ 国内における代理人の状況

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人について記載すること。

④ 役員業績連動報酬の状況

役員報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつたもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めるときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(8) 営業所の状況

当期末現在における本店等を含む全ての営業所又は事務所（外国法人にあっては国内における全ての営業所又は事務所）について記載すること。なお、当期中において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があつた場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があつた場合には、その旨を注記すること。

(9) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主（第174条第1号ハに規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(10)～(14)までは該当なし

特定有価証券等管理行為を行わない第二種業のみの登録業者の場合、1(10)から(14)までは該当がないため、「(10)～(14)までは該当なし」と記載し、該当項目のページの提出を省略することができる。

(15) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

① 委託者指図型投資信託の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額
単位型投資信託		百万円
追加型投資信託		
株式投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
公社債投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
不動産投資信託計		
単位型投資信託		
追加型投資信託		
その他投資信託計		
合計		

② 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額
単位型外国投資信託		百万円
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
不動産外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計		
合計		

(注意事項)

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

③ 抵当証券の募集又は私募の状況

	枚数	契約額
抵当証券		百万円

④ 外国抵当証券の募集又は私募の状況

	枚数	契約額
外国抵当証券		百万円

- ・第二種業のうち、ファンドの自己募集について記載すること。
- ・(15)⑤、⑧は、当該事業年度中に募集等を行ったもののみを記載する。
- ・(15)⑥、⑦は、当事業年度中に募集等の実績がなくとも、当事業年度の期首に存続していたものは記載すること。(注意事項)(15)⑥1、⑦1参照)
- ・例えば、業務方法書において、「不動産信託受益権の売買又は売買の媒介」のみを行うこととなっている場合で「実績なし」の場合は、
 (15)⑤、⑥、⑦、⑧、(16)③、④、⑤、(17)①、②、(18)「該当なし」
 (16)①、②「実績なし」
 を記載すること。

⑤ 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項第5号に係るもの	2	百万円 50
法第2条第2項第6号に係るもの	-	-
合計	2	50

⑥ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
			円 口 ()	円	
			円 口 ()	円	
			円 口 ()	円	
合計額			円 () うち暗号等資 産での出資 円	円	うち適格機 関投資家向 け 本

(注意事項)

- 1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「出資対象事業持分の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる(「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券についても含めて記載すること)。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

3 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、当該ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号等資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑦ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

出資対象事業持分の名称					
出資対象事業の内容	「参照表」にしたがって、商品分類、出資対象を記載すること。				
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計
	うち個人		うち個人		
	名	名	名	名	名
出資形態	(注意事項) 4にしたがって、出資形態を記載すること。				
募集・私募の別					
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日					
募集・私募の期間	開始（○年○月○日）、終了（○年○月○日）				
存続期間の終期					
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額		
	円 口 ()	円 口	円		
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資(1年前)			
	円	円			
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率		
	円	円	%		
	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額(1年前)			
	円	円			

総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
	暗号等資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額 (分配額)	配当等利回り	直近1年間の総支 払配当等額	設定来総支払配当 等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査 の有無			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 「国内又は海外の別」、「国・地域名」等を記載すること。 </div>		

(注意事項)

- 1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」の欄に、出資対象事業持分の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

- 2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資形態」の欄には、「民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあつては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。

- 6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

- 7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

- 8 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。
- 9 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約又は償還を行った分を記載すること。
- 10 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 11 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 12 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧ 令第1条の9の2第1号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

区分	契約数	契約額
法第2条第2項第1号に係るもの	1	百万円 100
法第2条第2項第2号に係るもの	1	100
法第2条第2項第3号に係るもの	1	100
法第2条第2項第4号に係るもの	1	100
合計	4	400

(注意事項)

令第1条の9の2第1号イからニまでに掲げる有価証券ごとに記載すること。

電子記録移転有価証券表示権利等に係る自己募集を行った場合には、
以下（15-2）の①～⑥の該当する箇所に実績を記載すること。

(15-2) 自ら行った外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

① 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額
単位型外国投資信託		百万円
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
不動産外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計		
合計		

(注意事項)

(15)②の注意事項に準じて記載すること。

② 法第2条第2項第3号又は第4号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	口数	出資額
法第2条第2項第3号に係るもの		百万円
法第2条第2項第4号に係るもの		
合計		

③ 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項第5号に係るもの		百万円
法第2条第2項第6号に係るもの		
合計		

④ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
			円 ()	円	
			円 ()	円	
			円 ()	円	

合計額	円 () うち暗号等資 産での出資 円	円	うち適格機 関投資家向 け 本
-----	----------------------------------	---	--------------------------

(注意事項)

(15)⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

出資対象事業持分の名称			
出資対象事業の内容			
出資者数	適格機関投資家	適格機関投資家以外の者	計
	うち個人	うち個人	
	名	名	名
出資形態			
募集・私募の別			
発行者の名称			
	外国の者である場合 国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資 額
	円 口 ()	円 口 ()	円
	うち暗号等資産で の出資	うち暗号等資産で の出資(1年前)	/
	円	円	/
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純資産 額	1口当たり純資産 額(1年前)	/
	円	円	/
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
	暗号等資産	円	
	合計	円	/

配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

(15)⑦の注意事項に準じて記載すること。

⑥ 令第1条の9の2第1号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

区分	契約数	契約額
		百万円
合計		

(注意事項)

(15)⑧の注意事項に準じて記載すること。

- ・ 第二種業について記載する。
- ・ 信託受益権の売買、売買の媒介、私募の取扱い、ファンドの私募の取扱い等、用語の定義については、「用語の定義（第二種業）について」（関東財務局ホームページに掲載）を参照のこと。
- ・ (16)①、②、③は、当事業年度中に実績があったものについてのみを記載すること。
- ・ (16)④、⑤は、当事業年度中に募集の取扱い等の実績がなくとも、当事業年度の期首に継続していたものは記載すること。(注意事項)(16)④1、⑤1参照

(16) みなし有価証券の売買等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものを及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く）。

① みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況

(単位：百万円)

	媒介等	自 己	計
信託受益権 (法第2条第2項第1号)	() 1,000	() 500	() 1,500
外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの (法第2条第2項第2号)	()	()	()
合名会社若しくは合資会社の社員権又は合同会社の社員権 (法第2条第2項第3号)	()	()	()

外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの (法第2条第2項第4号)	()	()	()
いわゆる集団投資スキーム (法第2条第2項第5号)	()	()	()
外国の法令に基づく権利で前号に掲げる権利に類するもの (法第2条第2項第6号)	()	()	()
特定電子記録債権等 (法第2条第2項第7号)	()	()	()
合計	1,000	500	1,500

(注記) 売買金額上位3位

銘柄	売買金額 (百万円)	備考

(注意事項)

- みなし有価証券の売買金額を約定基準により記載すること。「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ又は代理に係るものを記載すること。
- みなし有価証券を該当する条文ごとに集計すること。また、売買金額上位3位の銘柄については、欄外に注記すること。
- 外国のみなし有価証券（日本国若しくは地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行するみなし有価証券以外のみなし有価証券をいう。）に係るものは、上段に内書（括弧書）として記載すること。

② 売買又は売買の媒介等を行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	発行者	発行者との関係内容

(注意事項)

「発行者との関係内容」の欄には、みなし有価証券の売買又は売買の媒介等を行う者と発行者との関係内容を記載すること。

③ みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況

(単位：百万円)

	売出高	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高
信託受益権 (法第2条第2項第1号)	() -	() -	() -	() 800

外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの (法第2条第2項第2号)	()	()	()	()
合名会社若しくは合資会社の社員権又は合同会社の社員権 (法第2条第2項第3号)	()	()	()	()
外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの (法第2条第2項第4号)	()	()	()	()
いわゆる集団投資スキーム (法第2条第2項第5号)	()	()	()	()
外国の法令に基づく権利で前号に掲げる権利に類するもの (法第2条第2項第6号)	()	()	()	()
特定電子記録債権等 (法第2条第2項第7号)	()	()	()	()
合計	()	()	()	()
	-	-	-	800

(注意事項)

- 1 みなし有価証券を該当する条文ごとに額面金額を集計し記載すること。
- 2 「売出高」の欄には、自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。
- 3 「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
			円 ()	円	
			円 ()	円	
			円 ()	円	
合計額			円 () うち暗号等資産での出資 円	円	うち関係会社以外の発行 本 うち適格機関投資家向け
					本

(注意事項)

- 1 みなし有価証券ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、発行者が関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下(16)において同じ。）以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、その旨、情報を入手できない理由及び当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる。また、出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、発行者が関係会社以外のみなし有価証券及び出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

存続期間の終期が存在しない又は存続期間の終期を把握できないみなし有価証券については、「存続期間の終期」の欄に、それぞれ「なし」又は「把握不可」である旨を記載して、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った日を含む事業年度以降5事業年度の事業報告書に記載すること。

- 2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

- 3 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び発行単位総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

- 4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号等資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

権利の名称					
事業の内容	「参照表」にしたがって、商品分類、出資対象を記載すること。				
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計
	うち個人	うち個人	うち個人	うち個人	
	名	名	名	名	名
有価証券の種類					
売出し・募集・私募の別					
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日					
売出し・募集・私募の期間	開始（〇年〇月〇日）、終了（〇年〇月〇日）				
存続期間の終期					

出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額
	円 口 ()	円 口	円
	うち暗号等資産での の出資	うち暗号等資産での 出資(1年前)	
	円	円	
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純資産 額	1口当たり純資産 額(1年前)	
	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資 産	円	
	暗号等資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額(分配額)	配当等利回り	直近1年間の総支 払配当等額	設定来総支払配当 等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査 の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地	「国内又は海外の別」、「国・地域名」等を記載すること。		
資金の流れ			

(注意事項)

- 1 みなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できないみなし有価証券又は出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

存続期間の終期が存在しない又は存続期間の終期を把握できないみなし有価証券については、「存続期間の終期」の欄に、それぞれ「なし」又は「把握不可」である旨を記載して、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った日を含む事業年度以降5事業年度の事業報告書に記載すること。

- 2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「有価証券の種類」の欄には、法第2条第2項各号の権利の別を記載すること。同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券に該当する場合は、「民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあつては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。
- 6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

- 7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

- 8 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、みなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。
- 9 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約又は償還を行った分を記載すること。

- 10 「発行者との関係」の欄には、みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。
- 11 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 12 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 13 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

(16-2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）。

- ・(16-2)①は、当事業年度中に募集の取扱い等を行ったもののみを記載する。
- ・(16-2)②、③は、当事業年度中に募集の取扱い等の実績がなくとも、当事業年度の期首に存続していたものは記載すること。(注意事項)(16)④1、⑤1参照

① みなし有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況

(単位：百万円)

	募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
信託受益権 (法第2条第2項第1号)	()	()	()
外国の者に対する権利で前号に掲げる 権利の性質を有するもの (法第2条第2項第2号)	()	()	()
合名会社若しくは合資会社の社員権 又は合同会社の社員権 (法第2条第2項第3号)	()	()	()
外国法人の社員権で前号に掲げる 権利の性質を有するもの (法第2条第2項第4号)	()	()	()
いわゆる集団投資スキーム (法第2条第2項第5号)	()	()	100
外国の法令に基づく権利で前号に 掲げる権利に類するもの (法第2条第2項第6号)	()	()	()
特定電子記録債権等 (法第2条第2項第7号)	()	()	()
合計	()	()	100

(注意事項)

(16)③の注意事項に準じて記載すること。

② 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
			円 ()	円	

			円 口 ()	円	
			円 口 ()	円	
合計額			円 () うち暗号等資 産での出資 円	円	うち関係会 社以外の発 行 本 うち適格機 関投資家向 け 本

(注意事項)

16④の注意事項に準じて記載すること。

③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

権利の名称					
事業の内容	「参照表」にしたがって、商品分類、出資対象を記載すること。				
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計
	うち個人		うち個人		
	名	名	名	名	名
有価証券の種類					
売出し・募集・私募の別					
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日					
売出し・募集・私募の期間	開始(○年○月○日)、終了(○年○月○日)				
存続期間の終期					
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額		
	円 口 ()	円 口	円 口		
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資(1年前)			
	円	円			

純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 (1年前)	
	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
	暗号等資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額(分配額)	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地	「国内又は海外の別」、「国・地域名」等を記載すること。		
資金の流れ			

(注意事項)

(16)⑤の注意事項に準じて記載すること。

電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される権利である電子記録移転有価証券表示権利等のうち、1項有価証券である電子記録移転権利を除いた権利(定義府令第9条の2に規定する権利)の売買等の状況について記載する。

(16-3) 電子記録移転権利から除かれた権利の売買等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(令第1条の12第2号に規定する権利に限る。)について記載する。

① 電子記録移転権利から除かれた権利の売買又は売買の媒介等の状況 (単位:百万円)

	媒介等	自 己	計
	()	()	()
	()	()	()

	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

(注意事項)

16①の注意事項に準じて記載すること。

② 売買又は売買の媒介等を行った電子記録移転権利から除かれた権利一覧表

権利の名称	発行者	発行者との関係内容

(注意事項)

16②の注意事項に準じて記載すること。

③ 電子記録移転権利から除かれた権利の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況

(単位：百万円)

	売 出 高	募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()

(注意事項)

16③の注意事項に準じて記載すること。

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除かれた権利一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
			円 ()	円	
			円 ()	円	

			円 口 ()	円	
合計額			円 () うち暗号等資 産での出資 円	円	うち関係会 社以外の発 行 本 うち適格機 関投資家向 け 本

(注意事項)

16④の注意事項に準じて記載すること。

- ⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除かれた権利の状況

権利の名称					
事業の内容					
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計
	うち個人		うち個人		
	名	名	名	名	名
有価証券の種類					
売出し・募集・私募の別					
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日					
売出し・募集・私募の期間					
存続期間の終期					
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額		
	円 口 ()	円 口	円		
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資(1年前)			
	円	円			
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率		
	円	円	%		
	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額(1年前)			
	円	円			

総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
	暗号等資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額 (分配額)	配当等利回り	直近1年間の総支 払配当等額	設定来総支払配当 等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査 の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

(16)⑤の注意事項に準じて記載すること。

(17) 有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況

① 有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況 (単位：百万円)

区 分		委 託	自 己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

(注意事項)

1 原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額 (想定元本ベース) を記載すること (有価証券に関連するものを除く。)

2 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には同項第3号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。

② 有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況

(単位：百万円)

区 分		委 託	自 己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

(注意事項)

- 1 外国金融商品市場において行われる取引について、原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。
- 2 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には同項第3号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。

(10) 令第1条の12各号に掲げる行為に係る業務の状況

① 有価証券の転売を目的としない買取りの状況

(単位：百万円)

区 分		買 取 額
有価証券	委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券	
	外国投資信託の受益証券	

(注意事項)

区分ごとに額面金額を集計し記載すること。

電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される権利である電子記録移転有価証券表示権利等のうち、1項有価証券である電子記録移転権利を除いた権利（定義府令第9条の2に規定する権利）の預託の状況について記載する。

② 預託を受けた電子記録移転権利から除かれた権利の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（令第1条の12第2号に規定する権利に限る。）について記載する。

	口 数	額 面 金 額
		百万円 ()
		()
		()

		(
		()
		()

(注意事項)

「額面金額」の欄には、当期末現在において預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条1項第5号ロ及び第6号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書(括弧書)としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

参照表【商品分類】

1	ヘッジファンド	投資家の財産について、レバレッジ、デリバティブ取引、ロング・ショートなどの手法を用いて運用し、リターンを拡大を目指すファンドとする。
2	アクティビスト	主として上場企業の株式を発行済株式総数の数%~数十%取得し、株主としての権限を活用して、配当の増額や企業価値向上を通じた株価の上昇によるキャピタルゲインの獲得を目指すファンドとする。
3	メザニン	企業に対する資金供給として、デットのシニアの部分を銀行等がローンで出し、またエクイティをPEファンド等がとるとして、これらの間にあるデットの劣後部分に対して資金を供給するファンドとする。
4	ファンド・オブ・ファンズ	株券や債券等に直接投資を行うのではなく、それらに投資を行っている別のファンドに対して投資を行うファンドとする。
5	コンテンツ	映画、ゲーム、アニメ等の製作のために当該事業を共に行わない者からの出資を受け、著作権等を取得し、その事業収益を得ることにより利益獲得を目指すファンドとする。
6	商品ファンド	ファンドの組成事業者が投資家から資金を集め、主として商品投資による運用を行い、それによって得られた収益を投資家に分配するファンドとする。
7	現物ファンド (事業ファンド含む)	競走馬、アイドル、ワインなどの現物に投資するファンド及びホテル事業、飲食店経営、小売店経営などの事業に投資するファンドとする。
8	バイアウト	原則として未公開企業に対して発行済株式総数の過半数の株式を取得する形で出資し、相当の期間(3年から5年程度)経営に参画し、生産性の低い部門等の切離し、業務効率化、経営戦略の変更等により、企業価値を高めた後、上場や株式売却によりキャピタルゲインを得ようとするファンドとする。
9	事業再生	財政状況が悪く、破綻に近いステージにある企業に対して投資し、再生させることを通じて利益を得るファンドとする。
10	不動産ファンド	不動産(又は不動産信託受益権)を取得・開発し、賃料その他当該不動産からの収益を得ることにより、利益獲得を目指すファンドとする。

11	S R I ファンド	環境対策や社会貢献活動などに熱心な企業に投資を行うファンドとする。
12	ベンチャー	高成長が見込まれるベンチャー企業の未公開株式を発行済株式総数の数十%～50%程度取得し、創業期をサポートしてハンズオン支援を通じて企業価値を高め、IPO時の株式売却により利益獲得を狙うファンドとする。
13	社会投資	道路、橋、送電線、学校など、経済社会活動を支える公共性の高いインフラに対して投資を行うファンドとする。
14	セカンダリー	他のファンドから投資対象である未公開株式を買い取ったり、ファンドの出資持分の譲渡を受けたりするファンドとする。
15	その他	上記1～14のいずれにも当てはまらないファンドとする。

参照表【出資対象】

1	株式（公開）
2	株式（未公開）
3	債券（国債）
4	債券（国債を除く）
5	信託受益権（不動産）
6	信託受益権（不動産を除く）
7	集団投資スキーム持分
8	有価証券店頭デリバティブ
9	有価証券以外の店頭デリバティブ
10	有価証券市場デリバティブ
11	有価証券以外の市場デリバティブ
12	投資信託（マザー投資信託を除く）
13	投資信託（マザー投資信託）
14	金銭債権
15	商品
16	通貨
17	映画
18	音楽
19	絵画
20	アニメ
21	ゲーム
22	アルコール類
23	競走馬
24	アイドル
25	魚介類養殖事業
26	野菜・果物栽培事業

27	動物関係事業
28	ホテル事業
29	小売店経営
30	飲食店経営
31	エコ事業
32	システム関係
33	出版物
34	貴金属・宝石類
35	インフラ
36	航空機
37	自動車（バス等を含む）
38	船舶
39	鉄道車両
40	設備関係
41	知的財産権
42	不動産
43	不動産の賃借権
44	その他

(19)～(25)までは該当なし

第二種業のみの登録業者の場合、(19)から(25)までは該当がないため、「(19)～(25)までは該当なし」と記載し、該当項目のページの提出を省略することができる。

(26) 高速取引行為に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況

（単位：千株、百万円）

取引戦略の名称						
取引戦略の類型						
株	市場内取引	立会取引	()	()	()	()
		立会外取引	()	()	()	()
	市場外取引	私設取引システム取引	()	()	()	()
		その他	()	()	()	()
	計		()	()	()	()
券	市場内取引	立会取引	()	()	()	()
		立会外取引	()	()	()	()

額	市場外取引	私設取引システム取引	()	()	()	()
		その他	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	
債 券	国債証券					
	地方債証券					
	特殊債券					
	社債券		()	()	()	()
	計					
受益証券			()	()	()	()
うち上場証券投資信託			()	()	()	()
その他			()	()	()	()

(注意事項)

- 1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。
- 5 「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における立会取引及び立会外取引に係るものを、「市場外取引」の欄には法第30条第1項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける取引及びそれ以外の取引に係るものを記載すること。
- 6 外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。
- 7 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

② 市場デリバティブ取引の状況

(単位：百万円)

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
株券に係る取引	先物取引				
	オプション取引				
	その他				

債券に係る取引	先物取引				
	オプション取引				
	その他				
その他	先物取引				
	オプション取引				
	その他				

(注意事項)

- 1 取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「先物取引」の欄には、法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同項第3号に掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

(26-2) 高速取引行為に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

金融商品取引業として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る電子記録移転有価証券表示権利等の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満に端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況

(単位：千株、百万円)

取引戦略の名称							
取引戦略の類型							
株	株数	市場内取引	立会取引	()	()	()	()
			立会外取引	()	()	()	()
		市場外取引	私設取引システム取引	()	()	()	()
			その他	()	()	()	()
		計		()	()	()	()
	債券額	市場内取引	立会取引	()	()	()	()
			立会外取引	()	()	()	()
		市場外取引	私設取引システム取引	()	()	()	()
			その他	()	()	()	()
		計		()	()	()	()
債	国債証券						
	地方債証券						

券	特殊債券				
	社債券	()	()	()	()
	計				
受益証券		()	()	()	()
うち上場証券投資信託		()	()	()	()
その他	電子記録移転権利	()	()	()	()
	その他	()	()	()	()

(注意事項)

- 1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。
- 4 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを、「電子記録移転権利」の欄には法第2条第3項に規定する権利に係るものを記載し、同条第1項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。
- 5 「市場内取引」の欄には取引所金融商品市場における立会取引及び立会外取引に係るものを、「市場外取引」の欄には法第30条第1項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける取引及びそれ以外の取引に係るものを記載すること。
- 6 外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。
- 7 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

② 市場デリバティブ取引の状況

(単位：百万円)

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
取引の種類					

(注意事項)

- 1 市場デリバティブ取引について、取引戦略ごとに記載することとし、5以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。
- 2 取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。
- 3 「取引戦略の類型」の欄には第8条第11号イ(1)の取引戦略の類型を記載すること。

- 4 市場デリバティブ取引の状況について、金融商品又は金融指標別に取引の種類（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

第二種金融商品取引業を行う法人の場合は様式Cを使用する。

2 経理の状況

（記載要領）

- 1 金融商品取引業者は、様式A（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者）、様式B（投資信託委託会社）、様式C（その他法人）、様式D（個人）により、貸借対照表、損益計算書等を作成するものとする。
- 2 金融商品取引業協会に加入している金融商品取引業者は、加入している金融商品取引業協会の定める経理に関する規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。
- 3 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者は、関連する金融商品取引業協会の定める経理に関する規則に準じた規則その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。
- 4 金融商品取引業協会の定める経理に関する規則がない金融商品取引業者は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い作成するものとする。
- 5 様式Dにあっては、2から4まで中「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とあるのは「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とする。
- 6 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。さらに、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については関連する注記を付すこと。
- 7 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。
 - (1) 重要な会計方針
有価証券の評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準その他の重要な会計方針（財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。）を記載する。
 - (2) 会計方針の変更等
財務諸表等規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載する。
 - (3) 貸借対照表に関する注記
次に掲げる事項を記載する。
 - ① 担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の時価
 - ② 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。）の内容及び金額
 - ③ 関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額
 - ④ その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
 - (4) 損益計算書に関する注記
次に掲げる事項を記載する。
 - ① 受入手数料の内訳
 - ② トレーディング損益の内訳（実現損益及び評価損益の内訳を含む。）
 - ③ 金融収益及び金融費用の内訳
 - ④ 販売費・一般管理費の内訳
 - ⑤ その他損益計算書により会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
 - (5) 有価証券に関する注記
財務諸表等規則第8条の7（第4項を除く。）の規定に準じて記載する。
 - (6) デリバティブ取引に関する注記
財務諸表等規則第8条の8第1項から第3項までの規定に準じて記載する。

(7) 一株当たり当期純損益

イ 一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額を記載する。

ロ 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、イに規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載する。

① 株式併合又は株式分割が行われた旨

② 当事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額が算定されている旨